

一般社団法人かながわ民間教育協会定款

# 一般社団法人かながわ民間教育協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人かながわ民間教育協会と称する。

(目的及び事業)

第2条 当法人は、広く一般市民に対して、進学、入学をはじめとした教育に関する相談、研究、研修等の事業を行い、社会教育の推進と教育の質の向上を目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 進学、入試等についての相談に関する事業
- 2 教育についての調査、研究及び情報の提供に関する事業
- 3 教育関係者、従事者等に対する育成、養成及び研修に関する事業
- 4 体験学習の支援に関する事業
- 5 青少年の健全育成に関する事業
- 6 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、神奈川県横浜市に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

## 第2章 会員

(入会及び会員区分)

第5条 当法人の会員は2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した、学習塾を営む個人及び団体
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- 2 当法人の会員となるには、理事会が別に定めるところにより理事会に申し込み、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 会員は総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の額は総会において定める。
- 3 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第 7 条 会員は、任意にいつでも退会することができる。やむを得ない自由があるときを除き、各会員は、1ヶ月前までに当法人に退会の予告をしなければならない。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総会員が同意したとき

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は総会の議決に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

### 第3章 会員総会

(構成)

第 10 条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(種類)

第 11 条 当法人の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会の2種とする。

(権限)

第 12 条 会員総会は、法令又はこの定款に定める事項に限り、決議をすることができる。

(開催)

第 13 条 定時会員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集の請求をすることができる。

(招集の通知)

第 15 条 会員総会を招集するには、会員総会の日から 1 週間前までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるときは、当該会員総会に出席した正会員のうちからこれを選出する。

(議決権)

第 17 条 正会員は、各 1 個の議決権を有する。

(決議)

第 18 条 会員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第 19 条 会員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議の省略)

第 20 条 理事又は正会員が、会員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第 4 章 役員等

(役員の設定等)

第 22 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7 名以上 15 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち、1 名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、1 名以上 3 名以内を副会長、1 名を専務理事とするこ

とができる。

4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(選任)

第23条 理事及び監事は、正会員（団体にあつては、当該団体の代表者）のうちから、会員総会の決議によって選任する。ただし、必要に応じ、2名を限度として、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(役員制限)

第24条 各理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

(1) 当該理事の配偶者

(2) 当該理事の三親等以内の親族

(3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(4) 当該理事の使用人

(5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者

(6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

2 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第25条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 専務理事は、当法人の業務を分担執行する。

4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監事の報告義務)

第 27 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第 28 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(理事の任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(監事の任期)

第 30 条 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第 31 条 役員解任は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬及び退職慰労金)

第 32 条 理事及び監事の報酬及び退職慰労金は、会員総会の決議により定める。

(取引の制限)

第 33 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前 2 項の取扱いについては、第 46 条の規定により定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除)

第 34 条 当法人は、理事及び監事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第 35 条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は当法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦を受け、総会において選任する。

3 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

4 前各号に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は理事会規則によるものとする。

## 第 5 章 理事会

(理事会の設置)

第 36 条 当法人は、理事会を置く。

(構成)

第 37 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 38 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第 39 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき
- (3) 第 28 条第 2 項に定める監事からの招集の請求があったとき

(招集)

第 40 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

(議長)

第 41 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(決議)

第 42 条 理事会の決議は、議事に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議については、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 43 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第 45 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会規則によるものとする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 46 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第 47 条 当法人の剰余金は、これを一切分配しない。

(事業計画及び収支予算)

第 48 条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 49 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。



- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第50条 この定款は、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

（解散）

第51条 当法人は、会員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属）

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 委員会

（委員会）

第53条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員長及びその他の委員は、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営等に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

（設置等）

第54条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第10章 雑則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会規則によるものとする。

(法令の準拠)

第56条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 当法人の最初の会長は、荒谷博孝とする。
- 3 整備法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。